

令和 7 年度長野県介護サービス情報公表計画

令和 7 年 4 月 1 日

1 目 的

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 35 に定める「介護サービス情報の公表」制度を円滑に実施するため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 2 第 1 項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同第 37 条の 5 に規定する「調査事務に関する計画」及び同第 37 条の 11 において準用する同第 37 条の 5 に規定する「情報公表事務に関する計画」を定める。

なお、「介護サービス情報の報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」は、「長野県介護サービス情報公表計画」（以下「計画」という。）として一体的に定める。

2 実施主体

長野県情報指定情報公表センター（以下「指定情報公表センター」という。）

名 称	住 所	電 話	FAX
社会福祉法人長野県社会福祉協議会	長野市中御所岡田 98-1	026-226-2000	026-227-0137

3 計画の基準日

令和 7 年 1 月 1 日

4 計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 計画の対象となる介護サービス

別紙による

6 計画の対象となる事業者

(1) 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの一年間において、別紙に掲げるサービスに係る介護報酬の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額の総額が 100 万円を超える事業者

(2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに指定又は許可を受けた事業者

(3) 上記（１）及び（２）の事業者以外で希望する事業者

7 報告の実施

6の(1)の公表対象事業者、(2)の新規対象事業者及び(3)の希望事業者は、指定情報公表センターからの通知に基づいて介護サービス情報の報告を行うものとする。

(1) 報告の時期

指定情報公表センターは、公表月の概ね2か月前に報告の対象事業者には報告の依頼を通知する。

報告の対象事業者は、指定情報公表センターが指定する日までに介護サービス情報の報告を行う。

(2) 報告する情報

ア 6の(1)の公表対象事業者及び(3)の希望事業者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)別表第1に掲げる項目(以下「基本情報」という。)及び別表第2に掲げる項目(以下「運営情報」という。)を報告するものとする。

イ 6の(2)の新規対象事業者は、基本情報を報告するものとする。

ウ 写真イメージ等については、事業者が任意で報告することができるものとする。

(3) 報告の方法

報告の対象事業者は、原則として、指定情報公表センター公式ホームページを通じて、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」により作成したデータを指定情報公表センターに電送するものとする。

事業者がこれによりがたい場合、基本情報及び運営情報を記録した各媒体磁気ディスク又は書類により報告できるものとする。

8 調査の実施

県は、「長野県介護サービス情報の公表制度における調査に係る指針」に基づき調査を実施する。

9 公表の実施

指定情報公表センターは、事業者から報告された情報について、介護サービス情報の公表を行う。

(1) 公表を行う時期

報告の受理後、速やかに公表する。

(2) 公表の方法

介護サービス情報をインターネット「介護サービス情報公表システム」(厚生労働省)により公表する。

また、利用者、事業者等の利便性の向上を図るため、ポータルサイト「福祉・介護べんり帖」により公表制度の周知に積極的に取り組むこととする。

10 その他

(1) 情報の更新の取扱い

基本情報の内容に変更があった場合、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

(2) 是正命令を受けた事業者の介護サービスの情報の取扱い

法第 115 条の 35 第 4 項の規定による報告、報告の内容の是正又は調査を受けることを知事から命じられた事業者に係る介護サービス情報について、知事の指示に従い指定情報公表センターは、公表を行う。

(3) 報告を行わない事業者

期限までに介護サービス情報の報告を行わない事業者について、県は、事業所名等を公表できるものとする。